

令和 7 年度

# 財政援助団体等監査結果報告書

令和 8 年 1 月 8 日

静岡市監査委員

同

同

同

深澤俊昭

白鳥三和子

堀努

石井孝治

# 目 次

第 1	監査の基準	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の主な実施内容	1
第 5	監査の実施場所及び日程	2
第 6	監査の結果等	2

## 財政援助団体監査

1	監査の対象	5
2	監査の着眼点	5
3	監査の結果	5
4	その他必要と認める事項	6
5	監査した補助金等の概要	7

## 出資団体監査

1	監査の対象	8
2	監査の着眼点	8
3	監査の結果	8
4	監査した団体の概要	14

## 指定管理者監査

1	監査の対象	18
2	監査の着眼点	18
3	監査の結果	18
4	その他必要と認める事項	29
5	監査した施設の概要	30

## **第1 監査の基準**

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

## **第2 監査の種類**

### 1 監査の名称

令和7年度財政援助団体監査

令和7年度出資団体監査

令和7年度指定管理者監査

### 2 根拠法令

地方自治法第199条第7項及び地方自治法施行令第140条の7

## **第3 監査の対象**

### 1 財政援助団体監査

#### (1) 静岡市民生委員児童委員協議会補助金

団体 静岡市民生委員児童委員協議会

所管部局 保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課

#### (2) 静岡市土地改良事業等補助金（土地改良区事務事業）

団体 清水農業協同組合

所管部局 経済局農政部農地整備課

### 2 出資団体監査

#### (1) 公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター

所管部局 経済局商工部商業労政課

#### (2) 一般財団法人静岡市動物園協会

所管部局 観光交流文化局日本平動物園

### 3 指定管理者監査

#### (1) 静岡市急病センター

指定管理者 一般社団法人静岡市静岡医師会

所管部局 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課

#### (2) 静岡市あさはた緑地交流広場

指定管理者 一般社団法人グリーンパークあさはた

所管部局 都市局都市計画部緑地政策課

## **第4 監査の主な実施内容**

### 1 本監査

出資団体監査及び指定管理者監査においては、監査委員による説明聴取及び質疑を実

施した。さらに、指定管理者監査については、対象施設の現地調査を併せて行った。

## 2 予備監査

監査委員事務局職員による帳票簿冊等関係書類の監査及び説明聴取を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

監査の種類	実施場所	日程
財政援助団体監査	監査委員事務局執務室ほか	
出資団体監査	監査委員室ほか	
指定管理者監査	静岡市急病センター 静岡市あさはた緑地交流広場	令和7年8月20日から 令和8年1月8日まで

## 第6 監査の結果等

### 1 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

#### （1）監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

第1から第5まで及び各監査の着眼点のとおり監査した限り、対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が重要な点において、当該財政的援助等の目的に沿って行われていた。

#### （2）監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査の各監査において、指摘事項があった。

#### （3）出資団体監査及び指定管理者監査において、意見があった。

### 2 その他必要と認める事項（監査基準第19条第1項第8号）

財政援助団体監査及び指定管理者監査において、指導事項があった。

なお、各監査の着眼点、監査の結果等及び監査対象の概要については後述する。

## 用語説明

### 1 指摘事項

合規性、正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から是正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3 E」と総称する。

- ・経済性 (Economy) ……より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency) ……同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness) ……目的を達成し、効果を上げているか。

### 2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

### 3 意見

監査の結果に必然的に伴う、監査委員の意見である。

## 【参考】

### 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

#### 第 199 条 略

#### 第 2 項から第 6 項まで 略

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

#### 8 略

9 監査委員は、第 98 条第 2 項の請求若しくは第 6 項の要求に係る事項についての監査又は第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

#### 第 10 項以降 略

**地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号） （抄）**

第 140 条の 7 地方自治法第 199 条第 7 項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものとの 4 分の 1 以上を出資している法人とする。

第 2 項以降 略

**静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号） （抄）**

（監査報告等の内容）

第 19 条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第 1 号から第 6 号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第 7 号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

第 1 号及び第 2 号 略

（3）財政援助団体等監査 前項第 1 号から第 6 号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

第 4 号から第 8 号まで 略

3 第 1 項第 7 号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第 5 項以降 略

注) 本文中で引用している法令、例規等の名称や条文は、改正の時期によって、その改正内容が反映されていない場合があります。

## **財政援助団体監査**

### 1 監査の対象

#### (1) 静岡市民生委員児童委員協議会補助金

団体 静岡市民生委員児童委員協議会

所管部局 保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課

#### (2) 静岡市土地改良事業等補助金（土地改良区事務事業）

団体 清水農業協同組合

所管部局 経済局農政部農地整備課

### 2 監査の着眼点

#### (1) 所管部局関係

ア 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、補助金等の額の算定、交付方法、時期、手續等は適正か。

イ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。また、補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

ウ 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

#### (2) 団体関係

ア 事業は、計画及び交付条件等に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。

イ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

### 3 監査の結果

監査した結果、1件の指摘事項があった。

#### 【指摘事項】

補助対象経費の計上誤りについて（静岡市民生委員児童委員協議会補助金）

静岡市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱第3条及び別表の規定によれば、各補助事業に対しての補助対象経費は、次に掲げる経費のうち市長が適當と認める経費とされている。

- (1) 旅費
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 役務費
- (5) 委託料

(6) 使用料及び賃借料等

(7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

しかし、補助対象経費の計上について、次のとおり複数の誤りがあった。

ア 補助事業者から提出された実績報告書では、広報啓発委員会をはじめ、四つの委員会の活動費として、各 30,000 円、合計 120,000 円を消耗品費に区分し記載されていたことから、その内容について確認したところ、当該経費は各委員会の活動費として各委員長に交付しており、使用の有無及び実際の使途については把握できていないとのことであった。

そのため、実績報告書では消耗品費として補助対象経費に計上されていたものの、実際の使途が不明であり、補助対象経費に該当するものか否かの判別ができない状況となっていた。

イ 補助事業のうち「全国民生委員児童委員連合会等参加等事業」については、要綱別表において全国民生委員児童委員連合会等の実施する研修会等の実施又は研修会等へ参加する事業と規定されている。

当該補助事業の対象について所管課に確認したところ、当該事業の対象となる研修会等とは、全国民生委員児童委員連合会などの外部団体や他地区の社会福祉協議会等が実施する外部の研修会のことを指し、静岡市や静岡市民生委員児童委員協議会が主催する大会、研修会等は当該補助事業の対象外とのことであった。

しかし、静岡市民生委員児童委員協議会が実施した令和 6 年度静岡市民生委員児童委員大会に要した印刷製本費 158,880 円を補助対象経費としていた。

ウ 当該補助事業の対象経費である旅費について所管課に確認したところ、補助対象経費の旅費は、交通費、宿泊費及び日当であることであった。

しかし、「全国民生委員児童委員連合会等参加等事業」の旅費の内容を確認したところ、交通費、宿泊費及び日当に加え、食糧費や交際費に区分すべき飲食を伴う情報交換会への参加費や夕食代が含まれていた。

#### 4 その他必要と認める事項

3 件の指導事項があった。

## 5 監査した補助金等の概要

### 静岡市民生委員児童委員協議会補助金

財政援助団体	名称	静岡市民生委員児童委員協議会
	事務局所在地	静岡市葵区城内町1番1号
	設立年月日	平成15年4月1日
	収支の状況	収入 20,926,872円 支出 16,467,501円 収支差引額 4,459,371円
補助金の概要	補助事業の目的	民生委員・児童委員がその職務を円滑に遂行することができるよう以し、もって社会福祉を増進することを目的とする。
	補助金額	1,648,000円
	補助対象となった事業	① 全国民生委員児童委員連合会等の実施する研修会等の実施又は研修会等へ参加する事業 ② 民生委員・児童委員が職務を行う上での課題等を調査し、その解決のための研究を行う事業 ③ 広報紙の発行や啓発活動を実施する事業 ④ 民生委員・児童委員を表彰する事業

※ 収支の状況及び補助金額は、令和6年度実績を示す。

### 静岡市土地改良事業等補助金（土地改良区事務事業）

財政援助団体	名称	清水農業協同組合
	事務局所在地	静岡市清水区庵原町1番地
	設立年月日	昭和47年10月1日
	収支の状況	収入 83,095,871円 支出 83,095,871円 収支差引額 0円
補助金の概要	補助事業の目的	農業生産基盤の整備推進を図ることを目的とする。
	補助金額	19,485,000円
	補助対象となった事業	市内で実施される土地改良事業における事務事業

※ 収支の状況及び補助金額は、令和6年度実績を示す。また、収支の状況は、補助事業に関する収支のみの記載としている。

## **出資団体監査**

### 1 監査の対象

- (1) 公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター  
所管部局 経済局商工部商業労政課
- (2) 一般財団法人静岡市動物園協会  
所管部局 観光交流文化局日本平動物園

### 2 監査の着眼点

- (1) 所管部局関係
- ア 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
  - イ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
  - ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- (2) 出資団体関係
- ア 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
  - イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
  - ウ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。
  - エ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

### 3 監査の結果

監査した結果、2件の指摘事項があった。また、4件の意見があった。

#### **【指摘事項】**

- (1) 退職給付引当金の誤りについて（一般財団法人静岡市動物園協会）

一般財団法人静岡市動物園協会の退職給付引当金は、財務諸表に対する注記に、「職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付に基づき、当事業年度で発生していると認められる額を計上している。」と記載され、職員給与規程第17条及び別表8に規定された支給基準に基づき要支給額を算出している。

しかし、退職給付引当金の算定根拠を確認したところ、1人の職員について、同規定で定められた支給基準とは異なる割合で要支給額を算出したため、退職給付引当金が195,150円少なく計上されていた。

- (2) 貸借対照表の公告の未実施について（一般財団法人静岡市動物園協会）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第199条の

規定において準用する同法第 128 条の規定によれば、一般財団法人は法務省令で定めるところにより貸借対照表を公告しなければならないとされており、また、一般財団法人静岡市動物園協会の定款第 43 条によれば、「この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。」とされているが、貸借対照表の公告を行っていなかった。

## 【意見】

### (1) 公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター

#### ア 福利厚生団体としての認知度の向上と会員加入の促進について（公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター）

静岡市勤労者福祉サービスセンター（以下「ジョイブ静岡」という。）は、市が中小企業の福利厚生を支援する基盤を整えることにより、従業員が安心して働く環境づくりを進め、市内勤労者の福祉を向上することを目的に出資し、設立された団体である。令和 6 年度における事業所加入率（市内の従業員 300 人以下の非一次産業の事業所約 33,700 社に対するジョイブ静岡に加入している事業者数の割合）は 6.88% で、9 割以上の事業所が未加入であることについて確認したところ、加入率の向上は最大の使命であるとの認識であった。なお、約 9 割の未加入事業所については、独自の福利厚生制度を持つ事業所や民間福利厚生代行サービスにアウトソーシングしている事業所が含まれており、未加入事業所の全てが潜在的な加入対象とは限らないとのことであった。また、政令指定都市における公共的な福利厚生団体への事業所加入率は平均 3.7% で、本市の数値は 2 番目に高いとのことであった。

ジョイブ静岡では、会員ニーズに合った事業展開、使いやすいシステム整備、多様なサービス提供などにより会員の満足度を高めることが重要であると考えており、会員へのアンケート調査結果を踏まえた魅力のある事業の実施や W E B ページの活用による手続の省略化、 S N S を活用したタイムリーで分かりやすい情報発信などの改善に取り組んでいた。今後は、さらに P D C A サイクルを機能させることで、これらの取組を強化し、満足度の向上、サービスの利用率の向上を目指しているとのことであり、加入事業所の退会防止及び会員の増加に努めていこうとする姿勢がうかがえた。

一方で、3 年ごとに市が実施する雇用及び就業環境に係る実態・ニーズ調査において、直近の令和 6 年度は、事業所の 54.7% がジョイブ静岡を知らないと答えているとのことであり、徐々に改善しているものの、出資団体の福利厚生団体としての認知度は、依然として低い水準にあり、会員の加入促進に向けて最も重視すべき課題は、ジョイブ静岡の福利厚生団体としての認知度向上である。

この点において、所管課では、ジョイブ静岡の認知度の向上に向けて、市とつながりのある企業に直接的にアプローチする機会を増やすことが効果的であると考え、経済局内にとどまらず、他の部局を通じた企業とのつながりを活用しながら働きかけて

いきたいとしている。

このような所管課等のネットワークを活かしながら、ジョイブ静岡は、継続的なアプローチの中で、加入のメリットや公共的な福利厚生団体としての強みなどを分かりやすく説明するなど福利厚生制度未導入の事業所等への働き掛けを強化するとともに、P D C A サイクルを着実に機能させることで、サービス満足度やニーズを的確に捉えサービス向上に取り組み、自らを必要としている中小企業等の加入を促進していくことを期待するものである。

#### イ 出資団体の役割の深化について(公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター)

雇用環境・均等に係る労働行政において、市は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)及びこれに基づく国の労働施策基本方針と相まって、市の実情に応じて、勤労者が働きやすい環境づくりを進める役割を担っており、その施策の一環として、単独で福利厚生を提供することができない中小企業に対する支援について、柔軟な事業活動を展開できるジョイブ静岡の強みを活用してこれを推進している。このように、ジョイブ静岡は、市の中小企業勤労者の福祉向上に向けた施策を進める上で重要なパートナーとしての役割を担っている。

現在、本市は、若者の市外流出等により、深刻な人口減少問題に直面しており、市内企業においては、人手不足が深刻化し、採用力の強化が課題となっている。これについて、所管課では、ジョイブ静岡と連携して、中小企業における福利厚生面の充実を支援し、魅力向上を図ることで、人材の確保につなげていきたいとのことであった。

地域経済の担い手である中小企業勤労者の福祉の向上に資する取組は、勤労者の安定雇用だけでなく地域経済を活性化する上で重要な施策であると考える。ジョイブ静岡は、前述したように、市との更なる連携による中小企業等への浸透に加え、福利厚生サービスを提供する民間事業者では手の届きにくいサービスへの注力など戦略的に事業を展開していくことで、その役割を深化させ、地域に根差した公共的な福利厚生団体として存在価値を確立していくことを期待するものである。

#### (2) 一般財団法人静岡市動物園協会

##### ア 魅力ある物販・飲食サービスの提供(収益事業)について(一般財団法人静岡市動物園協会)

近年、動物園の入園者の減少と物価の高騰や人件費が上昇する中、静岡市動物園協会(以下「協会」という。)は、売店や食堂等の収益事業が伸び悩んでいることを課題として認識し、来園者の満足度の向上と経営基盤の強化のため、物販・飲食サービスの提供(収益事業)について、様々な取組に努めていることが認められた。

#### (ア) 飼育動物を活用したオリジナル商品の開発・販売等について

物販については、他園との意見交換や来園者アンケートなどのマーケティング分析を行いながら、飼育動物を活用したオリジナル商品等の開発・販売に取り組む中で、所管課の監修の下、動物のそれぞれの個体のキャラクター化にも注力することなどにより、年に何度も訪れる来園者にも高い評価を受けているとのことであった。

特に、レッサーパンダにおいては日本平動物園が種別管理計画を担っており、国内におけるレッサーパンダの血統などを把握し、適切な繁殖計画を立てている。この特色を踏まえ、所管課としては、商標登録した公式キャラクター「レッパーくん」を活用して売り込みを行いたいとのことであった。また、協会では人気アニメとのコラボ商品の販売やイベントの実施にも取り組んでおり、今後はさらに、アイドルグループやプロスポーツチーム等との連携の可能性を検討しながら、集客向上に努めていくとのことであった。このように、話題性のあるイベント等を企画して動物園の活性化に取り組む姿勢は評価できるものである。

今後は、他都市のマスコットキャラクターの取組も参考に、「レッパーくん」の全国的な認知度と販促力の向上を目指して、市と連携した積極的なプロモーションを開拓していくことを期待する。

#### (イ) レストハウス「しろくまキッチン」の運営について

レストハウスにおける収益改善策として、令和6年度に店名を「しろくまキッチン」に改め、来店者数などを踏まえた営業時間の変更、オリジナルマスコットキャラクターを全面に出した店外装飾を行うリニューアルに取り組んでいた。また、季節限定商品やイベントに合わせたテーマ動物のオリジナル飲食品の販売などの魅力向上に取り組み、令和6年度売上収入は前年度比159万円余(4.7%)増であったことは評価できる。

一方、物価の高騰や人件費の上昇等もあり、依然として200万円余の赤字となっている。現在、レストハウスは全て協会の職員により運営されているとのことだが、飲食店経営の視点から専門的知見を取り入れるなど、経営改善に向けた更なる体制の構築を期待する。

また、屋外の広い園内を歩いて楽しむ動物園の特性上、来園者が休憩できる施設は、可能な限り園内各所への配置が望ましく、特にレストハウスは、飲食の提供にとどまらず、休憩スペースとしてのニーズも高いと考えられる。近年の猛暑など様々な天候下において、レストハウスは、来園者にとって貴重な室内空間であることから、飲食の営業時間外であっても開放し休憩等の利用ができるような運用見直しの検討と、築30年を経過し老朽化した施設の改修・改築に向けて、施設を所有する市とともに、予算の確保を含めた検討を望むものである。

イ 市と協会との役割分担と連携による動物園事業等の推進について（日本平動物園、一般財団法人静岡市動物園協会）

協会は、動物園関係事業の共催のほか、動物への愛護思想の普及、動物園ボランティアとの連携、動物園附帯事業の経営及び受託をし得る団体として市が出資し、設立された団体である。

(ア) 動物園事業について

動物園の運営に関し、市は、希少な野生動物の飼育や繁殖などに取り組む種の保存及びそれに関する調査・研究並びにイベント等を通じた来園者への教育・環境教育のほか、レクリエーション施設としての市営動物園の運営を行っている。協会は、定款に定める動物園関係のイベントの共催や動物園ボランティアとの連携による動物への愛護、教育普及事業の実施のほか、食堂、売店等の収益事業、動物園附帯施設の運営及び園内管理等の受託事業を実施している。

このように、動物園を運営するに当たり、両者それぞれの役割は不可欠であることから、両者が両輪となって機能することにより円滑な運営が確保される。両者は、毎月の連絡会等において園全体の運営に関する意思疎通や情報共有を密にして役割分担を確認しながら、一体となって動物園運営を推進していきたいとのことであり、両者の良好な関係の維持と役割分担が確認できた。

しかし、令和6年度の入園者数は前年度比1万6千人余減少し、また、入園料及び使用料による市収納金は592万円余の減収となり、日本平動物園の入園者数及び歳入は減少傾向が続いている。

ゾウやキリンなど、動物園の顔ともいえる大型動物の相次ぐ死亡により魅力が低下している事態であるが、大型動物の導入に当たっては、種の保存のために国内繁殖を見据えた導入や動物福祉に配慮した飼育環境の整備など、長期的な視点での取組が必要とのことであり、現在、協会において、現有の動物や施設を活かした来園者の満足度向上のための様々な取組を行っていた。今後も、市と協会が一体となり、デジタル技術の活用や民間事業者との連携などにより、山頂広場をはじめ、動物園の新たな魅力の創出や情報発信の強化などを戦略的に推進し、常に活気にあふれ、来園者にとって魅力のある動物園を作り上げることを期待するものである。

(イ) 公益事業の着実な実施について

協会における動物への愛護思想の普及、動物園ボランティアとの連携などの公益事業が目指すべき状態について確認したところ、「ひとりでも多くの市民が当該事業を通じて動物愛護や環境保護についての理解を深め、何らかの取組を行おうと考え、行動を起こしている状態」とのことであり、具体的には、動物愛護や環境保護などに取り組んでいる団体の活動に参加や支援をすること、SNS等で動物保護や環境

保護などに関する意見を表明することのほか、日常の中で、ごみの減量、電気の節約、環境にやさしい商品の利用などを心掛けることも含まれることであった。また、これらの取組は、公益事業への参加者がそれぞれの意思で行うもので、協会の公益事業は、そのきっかけを提供するものであるとのことであった。

協会が進めている公益事業は、動物愛護等の活動に参加する市民に対し、自主的な取組へと導く後押しの役割を担っているため、協会は公益事業の成果を具体的に把握しにくく、公益事業の企画やP D C Aサイクルによるマネジメントなどの進捗管理も難しい側面があることは理解できる。しかし、動物愛護思想等の普及・浸透は、市立動物園としての存立意義を維持するだけではなく、動物園の更なる発展に向けて礎となる重要な要素であるため、可能な限り成果を具体的に把握できるよう努めながら、市と協会による連携した着実な推進を期待する。

#### 4 監査した団体の概要

##### 公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター

設立年月日	平成 9 年 6 月 2 日（平成 24 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行）
所在地	静岡市葵区日出町 2 番地の 1 田中産商第一生命共同ビルディング 7 階
設立目的	静岡市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主、静岡市に居住し市外の中小企業に勤務する勤労者及びこれらの家族並びに静岡市の市民（以下「中小企業勤労者等」という。）に対し、総合的な福祉事業を行い、もって中小企業勤労者等の活力の増進と市民福祉の向上及び産業の発展に寄与することを目的とする。
基本財産	100,212,000 円（静岡市の出資比率 99.8%）
組織	理事長 1 人、副理事長 2 人、専務理事 1 人、理事 8 人、監事 2 人、評議員 14 人、顧問 2 人、職員 6 人
事業（定款に記載された事業）	1 中小企業勤労者等の生活の安定及び財産形成に資する事業 2 中小企業勤労者等の健康維持増進に資する事業 3 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に資する事業 4 中小企業勤労者等の老後生活の安定に資する事業 5 中小企業勤労者等に対する給付等に関する事業 6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
経営成績・財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表 1 及び別表 2 のとおり

【別表1】貸借対照表

(単位：円)

科目	6年度	5年度	増減
流動資産	69,589,873	79,420,269	△9,830,396
固定資産	130,429,928	130,292,859	137,069
資産合計	200,019,801	209,713,128	△9,693,327
流動負債	46,999,168	45,340,472	1,658,696
固定負債	4,311,274	3,576,686	734,588
負債合計	51,310,442	48,917,158	2,393,284
指定正味財産	100,212,000	100,212,000	0
一般正味財産	48,497,359	60,583,970	△12,086,611
正味財産合計	148,709,359	160,795,970	△12,086,611
負債及び正味財産合計	200,019,801	209,713,128	△9,693,327

【別表2】正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	6年度	5年度	増減
経常収益	258,673,463	261,347,587	△2,674,124
経常費用	270,311,846	255,228,245	15,083,601
評価損益等調整前当期経常増減額	△11,638,383	6,119,342	△17,757,725
評価損益等	0	0	0
当期経常増減額	△11,638,383	6,119,342	△17,757,725
経常外収益	0	0	0
経常外費用	448,228	0	448,228
当期一般正味財産増減額	△12,086,611	6,119,342	△18,205,953
一般正味財産期首残高	60,583,970	54,464,628	6,119,342
一般正味財産期末残高	48,497,359	60,583,970	△12,086,611
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,212,000	100,212,000	0
指定正味財産期末残高	100,212,000	100,212,000	0
正味財産期末残高	148,709,359	160,795,970	△12,086,611

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。

**一般財団法人静岡市動物園協会**

設立年月日	昭和 44 年 3 月 20 日（平成 24 年 2 月 1 日 一般財団法人へ移行）
所在地	静岡市駿河区池田 1767 番地の 6
設立目的	非営利の一般財団法人として静岡市及び関係諸団体との協働及び連携により動物園事業の発展振興を図り、併せて動物の愛護思想を普及することにより、地域社会の健全な発展に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする。
基本財産	10,000,000 円（静岡市の出資比率 50%）
組織	理事長 1 人、理事 7 人、監事 2 人、評議員 7 人、職員 16 人
事業(定款に記載された事業)	1 動物園関係事業の共催 2 動物に関する講演会、展覧会、研究会等の共催 3 動物愛護運動及び教育普及事業の推進 4 動物園の広報事業及びイベント事業 5 環境保全、自然環境の保護等の意識啓発に係わる事業 6 地域社会の健全な発展及び高齢者の福祉の増進に寄与する事業 7 印刷物の刊行 8 動物園附帯事業の経営及び受託 9 動物園等における物品及び飲食物販売事業 10 その他この法人の目的達成上必要な事業
経営成績・財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表 1 及び別表 2 のとおり

【別表1】貸借対照表

(単位：円)

科目	6年度	5年度	増減
流動資産	131,068,323	129,654,783	1,413,540
固定資産	120,864,096	124,947,843	△4,083,747
資産合計	251,932,419	254,602,626	△2,670,207
流動負債	40,291,050	42,834,094	△2,543,044
固定負債	60,313,550	65,426,590	△5,113,040
負債合計	100,604,600	108,260,684	△7,656,084
指定正味財産	0	0	0
一般正味財産	151,327,819	146,341,942	4,985,877
正味財産合計	151,327,819	146,341,942	4,985,877
負債及び正味財産合計	251,932,419	254,602,626	△2,670,207

【別表2】正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	6年度	5年度	増減
経常収益	347,894,727	347,067,969	826,758
経常費用	341,596,048	332,087,837	9,508,211
評価損益等調整前当期経常増減額	6,298,679	14,980,132	△8,681,453
評価損益等	0	0	0
当期経常増減額	6,298,679	14,980,132	△8,681,453
経常外収益	0	0	0
経常外費用	2	0	2
当期一般正味財産増減額	4,985,877	11,392,032	△6,406,155
一般正味財産期首残高	146,341,942	134,949,910	11,392,032
一般正味財産期末残高	151,327,819	146,341,942	4,985,877
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	151,327,819	146,341,942	4,985,877

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。

## **指定管理者監査**

### 1 監査の対象

#### (1) 静岡市急病センター

指定管理者 一般社団法人静岡市静岡医師会  
所管部局 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課

#### (2) 静岡市あさはた緑地交流広場

指定管理者 一般社団法人グリーンパークあさはた  
所管部局 都市局都市計画部緑地政策課

### 2 監査の着眼点

#### (1) 所管部局関係

- ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 指定管理者に対し適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

#### (2) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

### 3 監査の結果

監査した結果、2件の指摘事項があった。また、11件の意見があった。

#### 【指摘事項】

- (1) 審査基準が公にされていないことについて（一般社団法人グリーンパークあさはた）  
静岡市行政手続条例(平成15年静岡市条例第8号)第5条第3項によれば、行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならぬとされている。  
しかし、静岡市あさはた緑地交流広場（以下「交流広場」という。）で実施した予備監査の際、指定管理者に静岡市あさはた緑地交流広場条例（令和2年静岡市条例第80号。以下「交流広場条例」という。）第7条第1項に基づく交流広場における行為の許可申請に対する処分及び交流広場条例第8条第1項に基づく交流広場の施設の利用許可申請に対する処分の審査基準の提示を求めたところ、提示することができなかつた。

(2) 規則に定める受付期間外の行為許可申請書の受付について（一般社団法人グリーンパークあさはた）

静岡市あさはた緑地交流広場条例施行規則（令和2年静岡市規則第86号。以下「交流広場条例施行規則」という。）第2条第2項の規定によれば、交流広場条例第7条第1項の申請書の受付期間は、当該行為をしようとする日（以下「行為日」という。）の1月前から行為日の前7日までとされている。

しかし、指定管理者は、令和6年4月21日から令和7年3月16日までの間の行為日（計23日）が含まれる申請書を令和6年3月7日に受け付け、許可書を交付していた。

### 【意見】

(1) 静岡市急病センター

ア 備品の管理について（保健衛生医療課、一般社団法人静岡市静岡医師会）

指定管理者制度の手引（以下「手引」という。）によれば、仕様書の記載項目（例）として、指定管理業務に必要な備品について、市が用意するものやその管理方法などを示すこととされている。また、「指定管理者導入施設における備品の適正管理について（平成23年11月15日付け23静管行行第1885号）」によれば、「備品台帳等による管理を徹底するなど、静岡市物品管理規則（平成15年静岡市規則第51号）等に基づき行うものとし、指定管理者に対しては備品の適正な管理に努めるよう指導すること。」とされているが、静岡市急病センター（以下「急病センター」という。）における備品の管理について、次のような状況が確認された。

(ア) 令和4年度に指定管理者を募集した際の仕様書案には「市が用意する備品の一覧」を添付していたが、令和6年4月1日付けで締結された協定書に添付された仕様書には、その一覧が添付されていなかった。

(イ) 令和7年6月に所管課が実施したモニタリング調査の際に「備品管理簿に基づき、備品を適切に管理しているか」の項目の調査結果について「○」（問題ない）としていたが、指定管理者は備品管理簿に相当するものを持っていなかった。

(ウ) 所管課が年1回実施する備品検査では、指定管理者とともに、備品台帳と現物とを照らし合わせ、検査を行ったが、所管課が検査後備品台帳を持ち帰ったところで、指定管理者に共有はされていなかった。所管課に対し、指定管理者が備品を一覧できるものを共有していない状況において購入や廃棄により備品の内容に変更があったときに、指定管理者とどのように情報を共有しているのか確認したところ、「電話等で情報を共有している」とのことであった。

指定管理者は、備品に貼付された備品票に基づいて管理しているとのことであったが、指定管理者の手元に市から貸与されている備品の一覧がなく、貸与物品全体を把握できない状態では、日々備品を適正に管理することに支障があると考えられることから、双方で備品を一覧できる管理簿等を共有し、備品の適正な管理に努められたい。

イ 感染防止対策や施設設備整備等による施設の安定した運営の確保について（保健衛生医療課、一般社団法人静岡市静岡医師会）

急病センターは、初期救急患者に対する応急の診療体制の確保を図るという施設の性格上、対応する医師その他の従業員は、常に感染症等の罹患のリスクを負っており、これまでにも実際に医師や従業員が感染したことはあり、その都度、指定管理者において代替措置を講じて継続した運営を確保してきたとのことであった。

指定管理者の課題調書には、「現状の建物構造では充分な感染予防対策が保てるゾーンニング（時間的・空間的間隔）ができない」、「医師や従業員が感染すると継続困難となってしまうという問題が残っています」としている。

現在の施設構造に関する課題については、今後の改修等による改善を期待するところであるが、現状、空気清浄機の各所への設置、換気扇の強化、パーテーション等による区画、患者の待機や誘導、その他の運営方法の工夫など、施設構造が感染防止の観点において不十分な点を補うための様々な取組努力がなされていることは評価できる。

さらに、A I 胸部X線診断支援ソフトの導入は、医師の診断をサポートする有効な取組であり、特に経験の異なる医師が従事する急病センターの現場において、診断の見落とし防止に効果を発揮している点は印象的であった。

所管課の課題調書には、「建築から13年が経過し、施設や設備の突発的な修繕が発生しており、医療機器等の更新計画に支障が生じている」としており、耐用年数を超えて使用している機器や使用頻度の高い機器に不具合が起こりやすいとのことであった。そのため、使用の際に支障が生じることがないよう、現在、市において医療機器等の使用頻度等を指定管理者にも確認しながら、令和7年中を目途に更新計画の見直しを行い、令和8年度から見直し後の更新計画を運用していくとのことである。

総じて、指定管理者は、施設の制約等の限られた環境の中でも工夫を重ねながら運営しており、運営の改善に向けた意欲と現場対応力の高さを感じられた。今後は、施設設備の計画的な更新とメンテナンスが行われ、安定した医療提供につながる長期的視点が確保されることを期待する。

ウ 施設利用者アンケート調査結果について（一般社団法人静岡市静岡医師会）

指定管理者は、静岡市急病センターの管理に係る協定書に基づき、施設の利用者に対してアンケート調査を実施することとされており、令和6年度は、10月1日から31日までの間実施していた。

調査の主な内容は、職員の対応、施設内の設備や感染対策、診療が終わるまでの時間などに関する満足度を問うものであったが、いずれの項目も高い満足度が示されており、過去の調査結果をもとに自動販売機の設置など利用者の利便のために具体的な改善策も講じられていたことは評価することができる。しかし、待ち時間に関する不

満も寄せられている。診察に要する時間には個人差があり、また、令和6年度の年末年始には100人以上が来院し、診療が深夜まで及んだ日もあったとのことで、ある程度の待ち時間が生じることはやむ得ない面もあるが、待ち時間の目安や状況を説明するなど不安を和らげる工夫について検討されたい。

一方、回答数は33件と少なく、紙による記入方式だけでは意見収集に限界があることから、今後、二次元コードの活用など、信頼性を担保しつつ、より簡便な意見聴取方法等について検討が進められることを期待する。

#### エ 条例で定める施設目的の達成に向けた取組等について（一般社団法人静岡市静岡医師会）

静岡市急病センター条例（平成15年静岡市条例第175号）第1条では、「救急の医療を必要とする者に対し、応急の医療を行う」ことを急病センターの設置の目的としており、これを達成するための指定管理者における取組評価シートのアウトカム指標は、「急病センターの実施率100%」としている。

その目標どおり、急病センターは、昭和50年11月の開設以来、施設移転時の1日を除き、ほぼ50年にわたり毎夜診療を継続してきた。

この間、前述の感染症等による業務継続が困難となり得る状況もある中、様々な運営の工夫や取組の努力に加え、市内医療関係者の理解と協力の下、診療所や病院の診療時間が終了する準夜帯における初期救急患者に対する応急の診療体制を確保し続け、市民の安全・安心に寄与してきた。

これまで長期にわたり急病センターの安定した運営を行ってきた指定管理者の功績は極めて大きく、高く評価するとともに、これを支えてきた医療関係者の尽力に敬意を表するものである。

引き続き市が指定管理者と医療機関等との調整、連携を図りながら、急病センターにおける安定した運営を維持し、市民が安心できる確実な初期医療体制が確保されることを望むものである。

#### （2）静岡市あさはた緑地交流広場

##### ア 第三者への委託に係る契約手続について（緑地政策課、社会共有資産利活用推進課、一般社団法人グリーンパークあさはた）

事業計画8ページ（4）業務の一部委託によると、「あさはた緑地交流広場指定管理業務仕様書」における「第三者に委託することができる業務」に規定する業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、乙（指定管理者）は、委託業務又は請負業務の実施に関する静岡市の条例、規則等の関係規程（以下「市の関係例規等」という。）を準用し、実施するとされている。

しかし、次の点など、市の関係例規等と異なる取扱いをしていたことから、指定管理者に確認したところ、第三者に業務を委託するに当たって準用している市の関係例規等はないとのことであった。

(ア) 市においては、契約の種別や金額等により、市の関係例規等に業者選定方法が定められているが、いずれの契約も、交流広場に指定管理者制度が導入される以前から市が業務を委託していた業者から見積徴取をするという方法で契約相手方を決定していた。

(イ) 市の関係例規等は、会計年度独立の原則により、法令等に定めのある場合を除き、単年度ごとに契約を締結することを前提に規定されており、したがって、委託期間は長くとも翌年の3月31日までとなるが、指定管理者が第三者に委託した契約書を確認したところ、契約期間が翌年6月1日までとなっていた。

事業計画書に「市の関係例規等を準用する」と定めることにより、市と同様の手続を行う必要が生じることとなるが、手引によれば、「指定管理業務を委託する場合には、適法であることはもちろんのこと、業者選定から検収に至るまで、市に準じた形式によって公正かつ透明な手続を実施するよう、指定管理者と締結する協定に規定するものとする。」「市に準じた形式とは、登録業者制や委託業務等業者選定委員会などの市と同一の制度や手続を義務付けるものではなく、公正な業者選定や業務水準を確保するための指揮・監督、実施内容の確認、適正な評価などを求めるものである。」とあることから、市の関係例規等の全てを準用することまで指定管理者に求めるものではないと理解する。

所管課に対し、指定管理者が事業計画に記載されたとおり、第三者に業務を委託するに当たって市の関係例規等を準用していないことについて確認したところ、「公正な手続で委託しているため、委託手続が適切に行われていると認識している」とのことであったが、従前から契約していたからという理由で選定することが公正であるといえるのかどうかは疑問であることから、指定管理者が取るべき手続を具体的に提示するよう努められたい。

また、指定管理者制度の所管課である社会共有資産利活用推進課においては、「市に準じた形式による公正かつ透明な手続」がどのような手続であるのか、指定管理施設の所管課や指定管理者が円滑に事務を進められるよう具体例を示すことを望むものである。

イ 審査基準及び処分基準の作成について（緑地政策課、一般社団法人グリーンパークあさはた）

(ア) 審査基準の作成について

指定管理者は、交流広場条例第7条第1項に基づく交流広場における行為の許可申請に対する処分（以下「行為許可申請に対する処分」という。）及び交流広場条例

第8条第1項に基づく交流広場の施設の利用許可申請に対する処分（以下「利用許可申請に対する処分」という。）を行っていることから、それぞれの審査基準の提示を求めたところ、提示できなかつたことは先に述べたとおりである。しかし、令和6年7月に所管課が実施した指定管理者モニタリング調査の結果によると、「施設利用に係る審査基準、処分基準を作成し、適切に運用しているか。」という項目の調査結果が「○」（問題ない）とされていたことから所管課に確認したところ、次のような回答を得た。

- a 独自の審査基準はないが、本市が有する他の公園と同様に、都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づいて設置し、管理している施設であることから、他の公園と同様に、静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号。以下「都市公園条例」という。）第6条第1項に基づく許可申請に対する処分の審査基準を準用して適切に運用できていると判断している。
- b 行為許可申請に対する処分については、交流広場条例第7条第3項に、交流広場の設置の目的を効果的に達することに資する場合に限り許可することができる旨が定められていることから、aに記載の審査基準を準用することに加え、交流広場条例第1条に規定する趣旨に則しているか否かを審査基準としている。

交流広場条例第9条には交流広場の利用許可施設の利用を許可しないことができる場合が定められているのに対し、都市公園条例には同様の規定は設けられていない。審査基準とは、「申請により求められた許認可等をするかどうかをその『法令の定め』に従って判断するために必要とされる基準」をいうことから、指定管理者においては、利用許可申請に対する処分については交流広場条例第9条の定めに基づいた審査基準を定めるよう、行為許可申請に対する処分については交流広場条例第1条に規定する趣旨に則した行為とはどのようなものなのかを具体化した審査基準を定めるよう望むものである。また、所管課においては、指定管理者が審査基準を定めることを支援するとともに、静岡市行政手続条例第6条に規定するとおり審査基準が事務所における備付けその他の適当な方法により公にされているかどうかまでのモニタリングを行わせたい。

#### （イ）処分基準の作成について

指定管理者は、交流広場条例第6条に基づく交流広場の利用の制限（以下「利用制限」という。）及び交流広場条例第15条に基づく利用の許可の取消し等の不利益処分（利用制限は、単に施設管理者としての権限行使しているに過ぎないもので、不利益処分ではない可能性があったため、所管課に確認したところ、不利益処分であると考えているとのことであった。）を行う可能性があることから、静岡市行政手続条例第12条の処分基準を定めているかどうかを確認したところ、いずれも定めていないとのことであった。

処分基準を定めていないことは、違法又は不当と評価されるものではないが、行政の透明性の確保という観点からは、事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することが困難であるなど、処分基準を定めないことについて合理的な理由がない限りこれを定め公にしておくよう努めるべきである。指定管理者においては、処分基準を定めていない理由について整理し、理由がない場合には、処分基準を定めるよう、所管課においては処分基準の策定状況についてもモニタリングを実施するよう望むものである。

ウ 交流広場の利用許可等に係る申請の受付期間について（緑地政策課、一般社団法人グリーンパークあさはた）

交流広場条例第7条第1項（交流広場内の行為の許可）又は第8条第1項（交流広場の施設の利用許可）に基づく指定管理者の許可を受けようとする者は、交流広場条例施行規則第2条第1項（行為許可申請書）又は第4条第1項（利用許可申請書）に規定する申請書を、交流広場条例施行規則第2条第2項又は第4条第2項の規定により、利用日の1ヶ月前から利用日の前7日までの受付期間内に提出しなければならないとされている。

指定管理者の課題調査では、これらの申請書の受付期間について、「短い期間に制約されている」ことを課題としていた。このことについて、本監査及びその後の事務局による調査により、次の事項を確認した。

- (ア) 公共的団体が、年間を通じて定期的に開催する公益事業を実施する際には、事務の効率化と円滑な運営の観点から、1年分まとめて申請を受けて、許可することもある。その際は、他の利用希望者との調整や公平性について配慮している。（所管課）
- (イ) 交流広場の施設の利用者にとって、1か月前まで使用できるか分からないという状況は周知期間が十分でないなど現実的ではなく、指定管理者の運営判断として、3か月前から仮予約を受ける運用を行っている。（指定管理者）
- (ウ) 交流広場に限らず、公園の占用、利用許可の申請を受け付けており、手続の効率化を課題として認識している中で、現在、オンラインで申請を受け付けることができる公園の予約システムの構築作業を進め、令和8年2月に導入することを目指しており、あさはた緑地についても、そのシステムを活用することを考えている。（所管課）
- (エ) システム導入により交流広場条例施行規則第2条第2項（交流広場内の行為の許可）及び第4条第2項（交流広場の利用の許可）に規定する申請書の受付期間が変更になるわけではない。（所管課）
- (オ) 公園の予約システムの導入によって仮予約の手続は廃止されない。（所管課）
- (カ) 仮予約を廃止した場合、1か月前まで利用の可否が決定しないことから、イベントの準備や告知ができず、施設が利用しにくくなってしまうため、継続する必要が

あるものと考える。システム導入後の仮予約の具体的な手続については、利用しようとする者は、3か月前から管理事務所で指定管理者に事前相談のうえ仮予約をし（事前相談は3か月以上前も対応可能）、1か月前から管理事務所又はオンラインで指定管理者に対し本予約（申請）をする。（所管課）

以上から、所管課においては、交流広場条例の施設の利用許可等の申請手続については、他の都市公園も含めて都市公園法に基づく占用の許可や行為の許可に関する申請手続との調整を図りながら、「予約システム」の構築に取り組んでいることを確認することができた。都市公園全体について利用手続等のDXを進め、オンライン化により利用者の利便に資するよう努力している姿勢は評価するものである。

一方、指定管理者においては、今回指摘事項とした規則に定める受付期間外の行為許可申請書の受付については、行為を実施する団体の公共性や当該行為がもたらす公益や利用者の利便性を考慮した上での対応であると推察され、また、「仮予約」という事実上の申請期間の拡大につながる柔軟な運用により利用者のニーズに応えようと努力をしており、その取組姿勢については評価するものである。

しかし、都市公園内の占用や行為の許可及び施設の利用の許可に係る手続は、法令又は条例及びこれに基づく規則において規定されるべき事項である。

公共的団体に対して1年前からの許可申請を認めるのであれば、「優先利用」として条例に規定すべき事項ではないかと考えられ、また、公共的団体だけでなく利用希望者全てに1年前からの申請を認めるのであれば、規則改正を行うべきであると考えられる。所管課においては、今一度、どのタイミングで、どの利用希望者からの許可申請を受け付けるべきなのか整理されたい。

また、「仮予約」の手続は、何ら法的根拠がなく、許可を求めようとする市民を不安定な状況に仮置くものである。市民の利便のために暫定的に運用することは理解できるが、所管課は、予約システムの構築後も「仮予約」は廃止しないとしている。仮予約の有無が実質的に申請する権利の優劣につながることを考慮すれば、このような手続が法令又は条例及びこれに基づく規則に規定されず、事実上の運用により別に定められ、実質的な申請手続の一部として長期にわたり運用されることは適当ではない。

条例及び規則など市のルールについては、その制定時からの社会情勢の変化や市民ニーズの多様化等により、規定内容の見直しが必要となる場合がある。都市公園の施設の利用等の申請については、あくまで条例及び規則で規定されるべき事項であり、現状の条例及び規則で定める申請期間が市民のニーズに合わないのであれば、現行の規定内容に縛られることなく、「優先利用」や「仮予約」を含めて適正な申請手続の在り方を検討し、正式にあるべき形で条例及び規則の見直しがなされることを望むものである。

## エ 炊事棟について（緑地政策課、一般社団法人グリーンパークあさはた）

指定管理者の課題調書には、炊事棟の利用率が低調であることに関し、「空調設備がない」、「調理器具も電気プレートで、食べるスペースもない」ため、指定管理者は、これらを改善するか、「全く別用途の施設への転換を図る必要がある」と記載されていましたことから、炊事棟の設置目的と利用状況や利用者の声について確認したところ、この施設は、体験農園事業参加者やあさはた農園（貸し農園）利用者が、農業体験エリア等で収穫した作物を炊事体験できることを目的として設置した施設であるが、供用開始以来、利用は少なく月に1～5件程度にとどまっており、様々な方法で利用を促しても、調理に火が使えない事情もあり、利用者は、「食べる場所がない」、「会議室まで作ったものを運ばなくてはならない」、「夏暑い中や冬寒い中で空調設備がない」という声や、「会議室の中に水場があるので、そこでできるならその方がよい」との理由で、炊事棟は利用者に認知されていても、利用に至らないとのことであった。

所管課では、施設の設置当初に想定していた利用のための設備が整っていなかった状況を認識し、今後、空調設備や調理器具の更新などの施設の改修や利用用途を広げることなどの対応を指定管理者と協議し、検討していきたいと考えているとのことである。

農作物の収穫と調理体験を通じて農業体験をさらに充実したものとするため、炊事棟を交流広場の施設の一つに位置付けた意図は理解できるが、現状の施設や設備の構成は、利用者のニーズや利便に即しているとは言い難く、期待された利用がなされていない。所管課においては、炊事棟の在り方に關し、利用者や関係者の意見等を聴取の上、交流広場を構成する各施設が相互に機能し、施設全体の効用が増進するよう、可能な限り早期に必要な見直しや改善が行われることを期待する。

## オ 施設管理上のリスクについて（緑地政策課、一般社団法人グリーンパークあさはた）

所管課及び指定管理者の課題調書と現地調査において、施設の管理上支障となる次の2点のリスクが確認された。

### (ア) 大雨の際の来園者の安全確保について

交流広場は、麻機遊水地第1工区内に設置された遊水機能を有する公園であり、大雨の際は、巴川の氾濫を防ぐため、一時的に雨水を貯留する役割を担っていることから、園内が冠水するリスクがあり、指定管理者は、気象状況に応じて施設の閉園及びその後の開園（閉園の解除）の運用を行っている。

あさはた緑地交流広場指定管理業務仕様書及びあさはた緑地交流広場危機管理マニュアルに定められている開園時間中に閉園する際の条件は、静岡県土木事務所が設置したサイレン（警告灯）の点灯及び気象庁の大気警報の発令で、この2つの条件のいずれかに該当する場合、所管課に確認を取りながら閉園の判断をしているとのことであった。

指定管理者の課題調書では、この「大雨閉園」に関し、「静岡県土木事務所が設定している巴川の水位上昇に基づくサイレン(警告灯)の点灯、消灯のタイミングと、現場で感じる危険リスクの感覚にずれがあり、また堆積土砂の関係で基準の水位も変わるなど不安定で、肝心な安全管理業務が不安定」と記載されていたことから、この状況について確認したところ、晴雨の状況と現場の水位とはずれが生じることがあり、サイレンが止まれば、危険が去ったと受け止められることもあるが、実際には依然として越流していることもあるため、閉園を解除する際の判断が難しいとのことであった。

また、サイレンは、河川の土砂の堆積状況によって、適切なタイミングで警告灯が点灯・消灯しないケースもあり、河川管理者である静岡県が河床の浚渫しうんせつを行っており、警告灯の設置位置の変更なども協議しながら、対応を検討していきたいとのことであった。

現状、上記のような事情があることから、指定管理者及び所管課は、閉園・開園の判断に当たっては相互に連絡を取り合い、安全確保を第一に、今後も柔軟に対応していくことであるが、危険リスクの判断については様々な想定を行うとともに、判断基準となる機器についても早期に改善が図られるよう調整を進め、事故が起こらないような運用体制の確保を望むものである。

#### (イ) 施設内の地盤沈下について

交流広場は、麻機遊水地内の軟弱な地盤に設置された施設であることから、設置時に地盤改良されていない広場等の地盤沈下が進んでおり、地盤改良された施設との段差や隙間が拡大していることが現地調査においても確認された。

これまで何度も何度か段差解消のための改良工事が実施されたとのことであるが、交流広場の核となるセンターハウス周辺のうち、人の利用や往来が多い建物の入口周辺部分等の地盤沈下が著しく、段差や隙間の拡大は、来園者の安全の確保の観点で問題がある。

直ちに根本的な改修が困難であることは理解できるが、通行や利用に支障がある段差や隙間の部分には、注意を喚起するような表示の掲出等、施設利用上の事故が生じないよう特段の措置を講じることを望むものである。

力 指定管理料について（緑地政策課、一般社団法人グリーンパークあさはた）

一般社団法人グリーンパークあさはたの決算報告書によれば、交流広場の指定管理事業は、事業を開始した令和3年度から4年連続で収支は支出超過の赤字運営となっている。

その主な要因は、支出の大部分を占める人件費が賃金の上昇によりひっ迫していることで、最低賃金の引上げなどは、当初の想定をはるかに上回っているとのことであった。

現状は、業務の圧縮や見直しの工夫などにより人員を圧縮し、賃金上昇分を吸収しているが、習熟したスタッフが抜けた場合など、今後も同じペースで賃金が上がっていいくと現状の指定管理料の中で運営するのは困難となり、サービスの低下が危惧される。

市では、近年の賃金水準の上昇や物価高騰による影響に対応し、指定管理施設の安定的な経営を確保するため、令和6年10月に「指定管理料スライド制度（指定期間中、賃金水準・物価水準を示す指標に1.5%以上の増減がみられた場合に、翌年度以降の指定管理料の変更を行う制度）」を創設し、令和7年度から指定管理期間を開始する施設から導入しているとのことであるが、令和6年度以前から指定管理期間が開始している施設には適用しないとのことである。

指定管理者の選定時の条件である指定管理料の定め方について、指定管理期間の開始後に変更することは、当時応募した事業者間の公平を欠くこととなるため、基本的にはすべきではない。しかし、客観的に当初想定されていた状況と著しく異なり、運営上の努力を尽くしても対応できないような事情が発生した場合には、緊急避難的な措置を検討すべき余地が生ずると考えられる。指定管理者には、これまで以上に効率的な運営の努力を期待するとともに、市においても、今後の社会情勢等を注視しながら、結果的に市民が不利益な状況に陥ることがないよう、実情に即した公正な措置の検討を望むものである。

#### キ 条例で定める施設目的の達成に向けた取組等について（一般社団法人グリーンパークあさはた）

交流広場条例第1条では、「麻機地区の自然及び農業に触れ、親しみ、遊び、学ぶ場を提供することにより、市民の福祉の増進及び地域の活性化の促進を図ることを交流広場の設置の目的としており、指定管理者は、この目的を達成し、施設の効果を高めるために、指定事業（自然環境学習事業、体験農園事業）を実施し、利用者のニーズに応じた講座等の各種自主事業を積極的に実施することとされている。

指定管理者は、施設の運営に当たり、交流広場条例で定める施設目的の達成のための定量的なアウトカム指標は定めていないものの、交流広場を公園として「未来につながる緑の遊び場」という場としての魅力を伝え実感してもらうことに重きを置き、指定事業である環境学習や農業体験を通じて、この公園が有する生物の多様性や豊かな水辺環境を活かして発信していくことで、当初遊具を使う子が多くいたのが、籠網を持って農園に向かう子が増えているのを実感するとともに、利用者の意識が徐々に「駐車場と遊具があっていいね」から「緑と触れ合えていいね」というように変わってきていることが、この5年間の成果であると考えているとのことであった。

また、自主事業の中では、サポート一制度（公園ボランティア制度）を改善し、農業体験等において「部活動」という形で触れ合うことにより、子ども達の自主的な活

動等が生まれている。このように市民が公園をサービス施設として利用する消費者という形ではなく、「公園と一緒に作っていく」という市民自治の形が利用者の中に芽生え、市民が主体的に公園の活動に関わっていくことで「福祉の増進」に寄与するとともに、イベントなどを通じて様々な方が協力する中で連携が深まっていくことが「地域の活性化」につながっていると考え取り組んでいたことであった。

このような新たな公園運営の取組とその成果が芽生え始めている要因の一つに、指定管理者「グリーンパークあさはた」が3団体（一般社団法人静岡市造園緑化協会、認定NPO法人しづおか環境教育研究所、一般社団法人ローカルSDGsネットワーク）により構成されていることがうかがえた。あさはた緑地の公園施設の管理が単なる維持作業にとどまらず、その管理運営を通じて、学び、交流、福祉の多面的な効果が生まれている。一般社団法人造園緑化協会の植生管理に認定NPO法人しづおか環境教育研究所が環境教育の視点を加えることで、刈り残しによる生息地の保全や、刈草を活用したバイオネストなど、自然を活かした学習資源が生まれている。また、一般社団法人ローカルSDGsネットワークが加わることで、人権や福祉、地域連携といった分野横断的なSDGsの視点が運営全体に浸透し、公園が近隣の医療・福祉・子育て支援・教育施設と更につながる“開かれた場”として地域の中で機能し始めている。これらは、いずれか1団体だけでは実現できなかった相乗的な成果であり、新たな公園施設の運営の在り方を提示する取組として評価するとともに、今後も相互に学び合い連携を更に強化する中で、役割分担や成果の共有方法を整理し、持続可能な体制として発展していくことを期待する。

#### 4 その他必要と認める事項

3件の指導事項があった。

## 5 監査した施設の概要

### 静岡市急病センター

施設の概要	所在地	静岡市葵区柚木 1014 番地
	設置時期	昭和 50 年 11 月 10 日 (平成 25 年 4 月 1 日 現在の所在地へ移転)
	設置目的	救急の医療を必要とする者に対し、応急の医療を行うため
	従事員数	35 人
	主な施設	診察室、処置室、検査室、レントゲン室、休養監視室、事務室等
団体の概要	名称	一般社団法人静岡市静岡医師会
	所在地	静岡市葵区東草深町 3 番 27 号
	設立年月日	明治 41 年 4 月
	設立目的	医道を高揚し、医学医術の振興及び公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
指定管理の状況	選定方法	非公募
	指定期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
	指定管理料	277, 410, 555 円
	主な管理業務内容	1 内科・小児科・外科に係る診療の実施に関すること。 2 静岡市急病センターの施設及び設備の維持管理に関すること。 3 その他市長が必要があると認める事業
	収支の状況	収入額 278, 969, 965 円 支出額 278, 969, 965 円 収支差引額 0 円

※ 指定管理料及び収支の状況は、令和 6 年度実績を示す。

### 静岡市あさはた緑地交流広場

施設の概要	所在地	静岡市葵区赤松 2 番地の 1
	設置時期	令和 3 年 4 月 1 日
	設置目的	麻機地区の自然及び農業に触れ、親しみ、遊び、学ぶ場を提供することにより、市民の福祉の増進及び地域の活性化の促進を図るため。
	従事員数	9 人
団体の概要	主な施設	センターハウス、体験農園、炊事棟、多目的広場、ふれあい広場等
	名称	一般社団法人グリーンパークあさはた
	所在地	静岡市葵区北二丁目 10 番 20 号
	設立年月日	令和 2 年 8 月 7 日
指定管理の状況	設立目的	あさはた緑地の自然と地域環境を活用し、国連が定める SDGs の理念と実践を土台として、地域の賑わいの創出及び誰もが笑顔になれる空間作りに貢献することを目的とする。
	選定方法	公募
	指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
	指定管理料	59,022,585 円
主な管理業務内容	1 事業に関すること	(1) 麻機地区の自然及び農業に触れ、親しみ、遊び、及び学ぶ場の提供に関すること。
		(2) 地域の歴史及び文化並びに遊水地における治水対策の理解を深めるための講座、教室等の企画・運営に関すること。
収支の状況	2 施設内の行為許可 (行商、募金、出店等) に関すること。	(3) 前 2 項に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業
	3 会議室、体験農園、炊事棟の利用許可に関すること。	
	4 交流広場の施設及び設備の維持管理に関すること。	
	5 前各号掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業	
	収入額 61,081,818 円	
	支出額 61,745,772 円	
	収支差引額 △663,954 円	

※ 指定管理料及び収支の状況は、令和 6 年度実績を示す。